

最低制限価格制度を適用する工事の対象に係る臨時的措置について

現下の入札の厳しい状況を踏まえるとともに、公共工事の担い手の中長期的な育成・確保を図る観点から、最低制限価格制度を適用する工事の対象に係る臨時的措置を実施することとしたので、お知らせします。

臨時的措置の概要

- 1 最低制限価格制度を適用する工事の対象
特定調達契約（WTO対象）が適用される額未満までの工事
- 2 適用開始
平成27年4月1日以後に公表する案件から
- 3 適用期間
平成27年4月1日から3年間
- 4 概要図

	建築工事	土木工事	設備工事
WTO対象(20.2億円※)以上	低入札価格調査制度を適用		
臨時的措置による拡大分 (平成27~29年度の3年間)	最低制限価格制度適用対象工事を拡大		
本則改正による 引上げ (平成27年度~)	6億円未満	5億円未満	2.5億円未満
従来 (~平成26年度)	5億円未満	4億円未満	1.2億円未満

※ 特定調達契約（WTO対象）の適用基準額の20.2億円は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間に適用。

【問合せ先】

交通局資産運用部契約課

直通 03-5320-6062